

市条例

○ 仙台市就学支援委員会条例

昭和62年9月25日
仙台市条例第104号

(設置)

第1条 本市に仙台市就学支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、本市の設置する小学校及び中学校の就学予定者及び就学児童生徒のうち障害を有する者の就学に係る教育支援に関し調査審議し、その結果を答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員60人以内をもって組織する。

2 委員は、次の号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- 一 学校医及び専門医
- 二 学識経験者
- 三 小学校長、中学校長及び特別支援学校長
- 四 特別支援教育の関係教職員
- 五 関係行政機関の職員
- 六 教育委員会の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長一人を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決することによる。

(部会)

第7条 委員会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。

4 部会長は、部会の事務を統括する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

6 前条の規定は、部会に準用する。この場合において、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和62年11月1日から施行する。

附 則（平成13年3月改正）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月改正）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月改正）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月改正）

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の第一条の規定により置かれた仙台市障害児就学指導委員会の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の第 3 条第 2 項の規定により仙台市就学支援委員会の委員に委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命された者の任期は、改正後の第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、同日における仙台市障害児就学指導委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。